

**第 1 回 南 庄 内 合 併 協 議 会
専 門 小 委 員 会 第 三 小 委 員 会
会 議 録**

期 日 ： 平 成 1 6 年 1 1 月 1 2 日 (金)

会 場 ： 櫛 引 町 役 場

第 1 回南庄内合併協議会専門小委員会第三小委員会 会議録

日 時 平成 16 年 11 月 12 日 (金) 午後 3 時 07 分 ~

場 所 櫛引町役場 第 1 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長及び副委員長の選出について
- 3 委員長あいさつ
- 4 協 議
 - (1) 新市建設計画について
 - (2) 事務事業調整について
 - (3) その他
- 5 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	櫛引町議会議長	菅原 元	委 員	鶴岡市・識見を有する者	大瀧 常雄
副委員長	羽黒町議会議長	山口 猛	委 員	藤島町・識見を有する者	富樫 達喜
委 員	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	羽黒町・識見を有する者	呼野 祝二
委 員	朝日村議会議員	井上 時夫	委 員	朝日村・識見を有する者	渡部 長和
委 員	温海町議会議員	富樫 栄一			

欠席委員 なし

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
農林水産 部 会	副部会長	水口 栄作	建設部会	副部会長	白幡 均
	林業分科会長	安達 文一		都市計画・都市整備・建築分科会長	志田 忠
	水産分科会長	五十嵐正治		土木分科会長	工藤 明
	水産副分科会長	山本 益生		上下水道分科会長	後藤 光博
	農業委員会分科会長	小林 順五		上下水道副分科会長	佐藤 八男
建設部会	部会長	伊藤 博		部会員	安在 順

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
調査計画主査	土田 宏一	総務主査	吉住 光正
調査計画主査	本間 光夫	調査計画係長	柳生 晃

1 開 会（午後3時07分）

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、ただ今から第1回の第三小委員会を開会いたします。

合併協議会事務局の土田と言います。よろしくお願ひいたします。委員長及び副委員長が選出されますまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

2 委員長及び副委員長の選出について

○土田宏一事務局調査計画主査 次第の2でございます。委員長及び副委員長の選出でございます。

協議会の専門小委員会設置要綱の第4条におきまして、委員長及び副委員長は委員の互選により定めると規定をいたしております。いかがいたしましうかお諮りをいたします。

○井上時夫委員 前の協議会の第三小委員会から三川の委員さんが抜けたようですので、大変ご苦勞でも引き続き委員長に櫛引の菅原委員、副委員長には羽黒の山口委員をお願いしてはどうかと思ひますが、いかがでしうか。

（「異議なし。」という声あり）

○土田宏一事務局調査計画主査 ただ今井上委員さんのほうから委員長に菅原委員、副委員長に山口委員というご推薦がございまして、皆様から異議なしというお声がありました、そのように決めさせていただきますのでよろしいでしうか。

（「はい。」という声あり）

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、委員長には菅原委員、副委員長には山口委員にご就任いただくということになりました。菅原委員長並びに山口副委員長、よろしくお願ひをいたします。

3 委員長あいさつ

○土田宏一事務局調査計画主査 専門小委員会設置要綱におきまして、委員長が会議の議長になると定めておりますので、菅原委員長には議長席のほうにお着きいただきまして、ごあいさつをお願ひいたします。

○菅原 元委員長 こんにちは。ただ今南庄内の合併協議会第三専門小委員会の委員長ということで私と、羽黒町の山口委員が副委員長ということで選任をされました。南部合併協7市町村の枠組みで協議してきましたけれども、それと同じメンバーでございますので、気心の知れた委員でございますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

なお、先ほど議員定数の検討小委員会が終わった後に、うちのほうの3階でいろいろと雑談をしておりましたけれども、今大変合併で産みの苦しみをしているわけでございますけれども、この南庄内、皆さんからさまざまなご協議をいただきまして、より良い合併に向けて進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げて、簡単でございますけれども、あいさつに代えたいと思っております。大変ご苦労様でした。

○土田宏一事務局調査計画主査 ありがとうございます。

協議に入る前にお願いを申し上げたいというふうに思います。本日の次第にございますように、本日は新市建設計画と事務事業調整についてご協議をいただくというふうにしておりますが、本日ご協議いただいた意見等の内容につきましては、次回の合併協議会に報告をするということで考えております。

なお、今回は19日を予定いたしておりますが、合併協議会の開催のご案内を事務局もしくは市町村の担当のほうから配付をさせていただいているというところがございます。

4 協 議

(1) 新市建設計画について

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、協議のほうに入らせていただきますので、菅原委員長、進行方よろしくをお願いいたします。

○菅原 元委員長 それでは、早速でございますけれども、次第によって進めてまいりたいと思っております。

4の協議に入りますけれども、初めに新市建設計画について議題としたいと思いません。

事務局からご説明をお願いいたします。

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、建設計画(案)についてご説明を申し上げます。

新市建設計画につきましては、先日9日の合併協議会においてご説明をいたしました。繰り返して大変恐縮でございますが、この専門小委員会では概略及び要点をご説明いたしたいというふうに思います。資料は、先日お渡しをいたしました南庄内合併協議会の新市建設計画(案)、それから建設計画の主要事業について(案)、それから南庄内合併協議会策定の新市建設計画(案)新旧対照表、この三つを使ってご説明を申し上げます。

新市建設計画は、市町村合併特例法において合併協議会で作成すると規定されており、先の計画につきましては、各市町村の議会の議決をもって策定をされました総合計画や振興計画等を尊重いたしまして、地域特性に配慮しながら作成したものでございます。合併協議会と専門小委員会での数多くの会議でご協議をいただき、貴重なご意見等を頂戴いしながら進めてまいったものでございます。今回の新たな枠組みでの

内容検討について、部会、分科会で今までの合意された協議を踏まえ、検討したところ、ご協議いただきました基本的な理念や方針は変更がない状況にございましたことにより、南庄内6市町村での新市建設計画（案）を作成したところでございます。

計画全体の構成といたしましては、第 章の序論から第 章の財政計画まで、八つの章を設けて構成をいたしております。それにつきましては、先の計画と同様でございます。

先の計画との主な変更内容につきましては、新市建設計画（案）と併せまして新旧対照表をご覧いただきたいというふうに思います。1ページから46ページまでの第 章序論、第 章新市の概況、第 章主要指標の見通し、第 章新市建設の基本方針、第 章新市の施策、これらの変更の内容と理由につきましては、主なもので申し上げますと、「庄内南部地区」という名称を「南庄内」に、それから構成団体数の表記について「7」というものを「6」に、それから面積や統計などの数値データを6市町村のものに、それからもう一点でございますが、三川町に関連の固有名詞にかかわる部分の削除をしたところによるものでございます。

内容の主な変更についてでございますが、10ページから12ページをご覧いただきたいと思います。平成27年度での新市の総人口について、国立社会保障人口問題研究所では13万4,324人と推計をいたしておりますが、これに新市において政策的に整備や誘致を進めるサイエンスパークや各工業団地などでの新規雇用や関連する雇用の波及効果を踏まえた人口増を4,500人と見込み、計画では平成27年度の新市の人口を13万8,900人としたところでございます。その他の内容につきましては、資料のほうをご覧いただきたいというふうに思います。

それから、47ページ、48ページ、第 章新市における県事業の推進、この部分でございますが、この部分につきましては変更がないということで今後県との協議を進めたいというふうに考えております。

49ページでございます。第 章公共施設の適正配置と整備、この部分でございますが、変更はございません。

それから、51ページをお開きいただきたいというふうに思います。第 章財政計画でございます。この計画につきましては、構成団体が6市町村という形での財政計画といたしております。全体の財政計画につきましては、52ページ、53ページにお示しをしているところでございますが、作成に当たっての考え方、その概要についてご説明をいたします。54ページの1、基本的な考え方に今回の財政計画作成に当たっての考え方を記載いたしております。主な変更理由につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。こちらの3枚目ですが、主な変更理由につきましては、A4判横長の右の理由の欄に記載をいたしておりますが、構成市町村が6団体になることにより数値データ等の置き換え、それから2番目といたしまして、平成15年度の各市町村の決算が出されておりますので、前回におきましては15年度の決算見込額を使用いたしました。決算額に置き換えをしたというところでございます。それから、もう一点でございますが、平成17年度の地方財政計画の見通しが発表されましたことなどを受けまして、主に地方交付税、臨時財政対策債等の見直しを行って作成したことによるものでございます。

事業集計表、右肩のほうに合併協議会資料2というふうに記載をいたしました。特定事業として設定をいたしました22事業と、それから個別市町村事業ごとに提案のありました事業の内容と現時点での概算事業費をまとめた表というものでございます。

なお、この新市建設計画(案)につきましては、本日この小委員会のほかにも第一、第二の各専門小委員会においてそれぞれご協議をいただいております。ご協議の内容について特に大きな異論といえますか、支障がなければ、この専門小委員会後に県との協議について進めたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

ただ今説明がありました新市建設計画につきましては、9日行われました合併協議会でも一応説明を受けておりますので、皆さんもご承知かと思えます。(1)のただ今説明ありました建設計画につきまして、何かご意見あるいはご質問等があればいただきたいと思えます。

○富樫達喜委員 今説明あったことについては、前十分に協議したものだと思えますので、何ら異存はありません。

ただ、きょうの新聞報道で鶴岡ジャスコの撤退が報道されています。イオン三川の進出以来想像はされたことではあるんですけども、実際撤退ということになると今後のこの計画の中にどういった影響を与えてくるのかなという思いは一方です。その辺について若干、ひょっとすると将来撤退は十二分にあり得るなという状況の中で何らかのシミュレーションはしているものですか。

○伊藤 博建設部会長 鶴岡市の建設部長です。小委員会には初めて出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今ご指摘受けましたように、ジャスコが駅前から撤退をするのではないかなというふうなことで新聞報道がありました。私どもも確認はしておりますけれども、まだジャスコ本体の本社のほうでの決定は見えていないというふうなことでございます。私どもとしては、現在でもあそここのところに再開発事業として取り組みをしていただいた中で、ジャスコがキーテナントとして果たしてきた役割は非常に大きいというふうに理解をしまして、今でもまだあそこに残って営業してほしいということでお話はしていますし、そういった望みをすべて捨てたというわけではございません。そういったことを基本的に持っていて、これまでも私どもとしてはジャスコさんにもうもらうことを前提にして考えております。ただ、営業成績が非常に振るわないということは聞いておまして、できれば撤退をしたいみたいなことで少しお話がありまして、いや、何とかお願いしますというような経過を持っております。

合併に際して特に大きな変更があるかということではございますけれども、我々としてはこれからきちんとしたものを作成しなければならないというふうには考えておりますけれども、末広ビルそのものは、と言うのはマリカ西館、東館、これは第三セクターで運営をいたしまして、ジャスコが抜けた後の健全化対策が必要かと思えます。末

広ビルというのは、今のジャスコの本体が入っている、東館と横断歩道橋でつながっている部分ですけれども、ジャスコさんがもし移転をいたしましても、純然たる商業ビルでございますので、その部分については大きな影響があるとは思っておりません。ただ、ジャスコさんと一緒に入っているテナントさんがマリカの東館にもございますので、そういったところのフロアについて今後どうなるかということ私どもで考えなければいけないわけですが、全体からすればそう大きな面積でもございせんし、まずはそういった部分について今後我々としてはきちんとした計画を持ちますけれども、今現在この事業で大きな取り組みをするということであっても、ここで述べている活性化計画等の事業の中でやっていけるものというふうに私どもでは考えております。

○菅原 元委員長 ほかにございませんか。

(「なし。」という声あり)

○菅原 元委員長 それでは、(1)の新市建設計画につきましては、ご意見あるいはご質問等ないようですので、協議を終了させていただきます。

(2) 事務事業調整について

○菅原 元委員長 それでは、(2)の事務事業調整についてを議題とします。事務局から説明をしていただきたいと思います。

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、事務事業調整についてご説明を申し上げます。

資料ですが、様式1、事務事業調整一覧表、それからもう一点、事務事業調整新旧対照表の二つの資料でございます。事務事業調整一覧表につきましては、合併に関するすべての事務事業、約2,500項目について調整課題と調整内容について簡潔にまとめたものという資料でございます。それから、もう一点、事務事業調整新旧対照表につきましては、合併の枠組みが変わったことによる調整課題及び調整内容の変更を新旧対照にしたというものでございます。

調整についての基本的な方針といたしましては、新たな枠組み、構成団体が変わりましても住民へのサービスの低下がしないよう最善の配慮をし、負担についても急激な変化を招かないように努め、さらに調整課題の相違点が大きなものについては、3年や5年などの経過措置を置くこととしながら、緩やかな調整となるようとの考え方で、これまでの協議経過を踏まえ、部会、分科会で6市町村の枠組みでの検討を進め、まとめたものという資料でございます。

事務事業調整新旧対照表によりその概要をご説明を申し上げます。対照表につきましては、この表でございますが、一番左、こちらには先ほど言いました一覧表のページ数を記載をいたしております。次に、管理番号、部会と事務事業の番号、整理番号ということでございます。それから、事務事業名、それから旧の調整課題と調整内容、

右欄二つのほうは6市町村での調整課題及び調整内容という内容で記載をいたした資料ということでございます。また、上段の欄外に記載をいたしておりますが、今回の調整内容が変更となる重要事務事業を太ゴシックの字体で記載をいたしたという説明をしております。なお、先日の9日の合併協議会においても、今後の合併協議についてという協議の中でご説明をいたしました。議会議員、農業委員会委員の定数及び任期、それから消防等の一部事務組合等の取り扱いにつきましては、今後ご協議をいただくということにしておりますので、網かけの表示をいたしております。

この表によりますと、構成団体が6団体になったことによる調整内容の変更は、現段階で11事務事業というふうになっております。その中で重要事務事業の変更にかかわる事務事業につきましては、太ゴシックで記載をいたしておりますが、二つの事務事業ということでございます。一つ目ですが、1ページ中段よりちょっと下のところに書いてございますが、土地資源開発事業についてということでございます。主に土地開発公社の調整の内容でございます。これについては、調整課題、調整内容の基本的な方針について変更はなく、団体数の変更という中身になっております。

次に、3ページの中段をご覧くださいというふうに思います。斎場等の使用料補助金交付事務についての調整内容について、従前酒田市の斎場の使用実績があるのは三川町だけであったことから、新市においては酒田市利用の補助金交付事務が発生しないということになるため、合併時に廃止をするとしたものでございます。

その他の事務事業、こちらについては対照表をご覧くださいと思ひまして、説明は省略いたしますが、掲載をいたしました変更内容、それから理由につきましては、ほとんどが調整課題、調整内容欄に記載してある名称や団体数等の数値について、6団体という形での表現に変更したこと、それから現時点で事務事業の目的を達したということで終了等になった事務事業の削除、それから事務事業を調整する上で同類の内容であったということから、事務事業を統合したということによる修正内容というふうになっております。

この第三小委員会が担当する農林水産部会と建設部会の事務事業については、新旧対照表の12ページから最後の22ページまでということでございまして、それぞれ43事務事業、65の事務事業の調整課題、調整内容を記載をいたしております。

15ページをご覧くださいと思います。中段に定数、選挙とございまして、農業委員会の会数と委員の定数と任期、選挙区についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、構成市町村の農業委員会会長会議でのご審議をいただいて、報告をいただいてからの調整となるということから、現在のところ網かけの表示をしているというところでございます。

それから、もう一点でございます。21ページをご覧くださいと思います。073 001水道事業行政組織、それから裏面の一番上、073 130水道加入金の状況でございます。これにつきましては、一部事務組合であります月山水道企業団の取り扱い方針及び関係団体との調整協議が決定になってからの事務事業調整となることから、網かけの表示をしたというところでございます。

また、戻っていただいて申しわけございません。12ページの041 4007、下段のほうになります産直施設支援業務、それから次の13ページの041 530

5 グリーンツーリズム活動支援事業、それから15ページの043 025内水面漁業振興事業費補助金、これらの三つにつきましても重要事務事業ということでご審議、ご協議いただきましたが、これにつきまして現段階においては調整内容の変更というものはございません。

なお、事務事業調整一覧表でございますが、こちらにつきましてこの第三小委員会の分担につきましては、112ページから終わりの175ページまでに全事業を記載いたしております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今説明ありましたけども、事務事業調整につきまして皆さんからご意見、ご質問等いただきたいと思っております。このことは7団体から6団体ということで三川町を除いた部分が調整内容となっておりますので、ご了解いただけたらと思っておりますけれども、何かご質問等ありませんでしょうか。

○榎本政規委員 今の説明で一つ、073 001から水道料、月山水道企業団の取り扱い、他町村との協議があるから、今現在すぐ協議の中身には入れないんだと思うんですけども、どの辺までどういうふうに詰めていくか、これもこれからの協議なんだから今すぐ答えられないのかもしれないけれども、考え方としてはどういうふうにしていくんでしょうか。例えばこれ水道企業団だけでなく、この小委員会には関係ない消防事務組合も衛生処理組合も一部事務組合の問題が出てくるのかなと思っておりますけども、とりわけこの委員会で関係する月山水道企業団の取り扱いについて、首長さん方で、あるいは鶴岡市の水道部としての見解は持っているんですか。

○菅原 元委員長 事務局どうぞ。

○土田宏一事務局調査計画主査 合併協議会事務局といたしまして、一部事務組合の調整についてということで先日9日の合併協議会で基本的な考え方を出させていただきました。それについて少し補足説明という形になるかと思っておりますが、今の段階でお答えできる範囲で話をしたいと思います。

今回の新たな枠組みに伴いまして、今榎本委員さんおっしゃるように鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、それから鶴岡市消防事務組合、月山水道企業団、そのほかもいろいろあるんですが、これらが一部事務組合の主な組合として取り扱いを協議する必要があるというふうに認識をいたしております。一般的な手法といたしまして、一部事務組合の調整の手法の一般論でございますが、一つは新市のほかに1町がある場合ということで申し上げますが、新市ともう一つの町で一部事務組合を継続する方法、二つ目といたしましては、一部事務組合を解散をいたして事務を受委託する方法、三つ目といたしましては、一部事務組合を解散をいたしてそれぞれが独自に事業を行うという方法が一般論という形で言われていることでございます。皆様ご存じのように一部事務組合等の設置、廃止に関しましては、一部事務組合の構成市町村の全部の合

意が必要というふうにされていることから、手順といたしましては、合併関係市町村によって対応方針を検討して、関係市町村と協議をするという手順を踏むのかなというふうに思っています。現在の段階ですぐにそのことというのがなかなか難しい状況なものですから、この前の協議会においても関係市町村で対応方針を協議してと、今後十分ご相談をさせていただきますという形で整理したというふうに、今のところは協議会的には一般論として月山水道企業団だけでなくこんな形で進むというような予想はしておるところでございます。

○**榎本政規委員** そうすると、とりあえずまだ合併協定書も結ばれていない、議決もしていないという段階ですので、合併協定を結んで議決が済めば、速やかに六つの構成市町村で協議して、この合併協議会はこの前の9日も議決を終わったから解散するというだけでなく、来年の10月1日の合併まで引き続き協議をしていくということですから、しかるべき時期に私たち第三小委員会に、月山水道企業団の取り扱いについては合併時まではこういうふうにしていくんだよというような報告は当然されるという解釈してよろしいですか。

○**土田宏一事務局調査計画主査** 一部事務組合全体の調整内容について、今までの協議の中においても、関係する部分についてはそれぞれの専門小委員会において調整内容をご協議いただきました。今回の新たな枠組みでの一部事務組合の調整についてでございますが、会長が先日の第1回協議会の際におおむねの予定を申し上げておりますから、協議の状況と調整の段階で専門小委員会にご報告、もしくは合併協議会全体の中でご報告、ご協議と、そこについてその時点で最善の方法で対応したいということが今の段階で言える範囲でございます。

○**榎本政規委員** わかりました。

○**菅原 元委員長** 関連して質疑ありますか。

○**榎本政規委員** いいです。

○**菅原 元委員長** そのほかにありませんか。

(「なし。」という声あり)

○**菅原 元委員長** ないようですので、(2)の事務事業調整につきましては協議を終了しますけれども、これまで第三専門小委員会としては余り問題もなく進んできましたし、皆さんから多くご意見等いただきました。そういう関係で今回は七つの枠組みから六つに変わったという、そういう表記の問題等が調整内容でございますので、ないものだというふうに思います。それでは、(2)の協議をこれで終了したいと思います。

(3) その他

○菅原 元委員長 それでは、その他ということでございますけれども、委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

事務局からありますか。

○土田宏一事務局調査計画主査 先ほど会議の冒頭に、本日の協議状況につきまして次回の合併協議会に報告することについてお願いをいたしたところでございますが、この報告について私ども事務局のほうで協議の状況の報告書を作成をいたしまして、菅原委員長さんからご確認をいただいて、当日事務局から合併協議会で報告するというふうにさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いしたいというところでございます。

○菅原 元委員長 今のいいですか。

(「はい。」という声あり)

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、そのようにさせていただきます。

○菅原 元委員長 県との協議の関係は、いいですか。

○土田宏一事務局調査計画主査 本日、新市建設計画(案)につきまして、第一と第二の専門小委員会もでございますので、それらの協議状況を全体的に勘案をいたしまして、特に異論なり支障がなければ、時間的なこともございますもんですから、なるべく早く県のほうと協議に入らせていただきたいと思いますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

○菅原 元委員長 それでは、そのように進めていただきたいと思います。

それでは、協議はこれで終了したいと思います。

事務局にお返ししますので、よろしく申し上げます。

5 閉 会(午後3時49分)

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、大変ご苦勞様でございました。

それでは、以上で本日の第1回第三小委員会を終了いたします。大変ご苦勞様でございました。